



# エコエネルギー促進事業補助金 【住宅用地球温暖化対策設備】

## 受付場所

みよし市役所3階 生活環境課窓口

※実績報告書を郵送で提出することは不可

※書類に不備がある場合は、書類を受付けずお返しします



# みよし市



電話：0561-32-8018

FAX：0561-76-5702

メール：[kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp](mailto:kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp)

## 補助金の対象者

補助金の対象になる方は、以下のすべての項目に該当する方です。

- ・みよし市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・市税など滞納していないこと。
- ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・自ら購入した住宅用地球温暖化対策設備を自ら居住する市内の住宅（住宅用太陽光発電システムについては、当該住宅に付随する建物を含む。）において設置した個人または自ら居住するため市内に住宅用地球温暖化対策設備（断熱窓を除く）付き住宅を購入した個人。
- ・住宅用太陽光発電システムで発電した電力を自ら使用する個人または自ら使用する目的で電気事業者と系統連携している個人であるものとする。（住宅用太陽光発電システムの場合）

※上記に1つでも該当しない場合、補助の対象となりませんのであらかじめよくご確認ください。

## 補助対象設備

住宅用太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもので、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力が50キロワット未満であるもの
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの
家庭用蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をい

	<p>う。)及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。ただし、定置用のものに限り、容易に持ち運びができないものとする。</p>
電気自動車等充給電設備 (V2H)	<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの</p>
家庭用燃料電池システム	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの</p>
太陽熱利用システム (自然循環型)	<p>太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、熱媒体を加熱する集熱器及びその熱媒体を貯める貯湯部で構成されるシステムで、集熱器及び貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの。ただし、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの、又はそれと同等の機能を有するものに限る。</p>
太陽熱利用システム (強制循環型)	<p>太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、熱媒体を加熱する集熱器及びその熱媒体を貯める蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器及び蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの又は集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの。ただし、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの、又はそれと同等の機能を有するものに限る。</p>

断熱窓	<p>既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換（ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。）及び建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。））による断熱改修を行うものであって、次の1から3までに掲げる要件を全て満たすものをいう。</p> <p>1 1つ以上の居間又は主たる居室（就寝を除き、日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。</p> <p>2 導入する窓は、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）すべてに設置、施工すること。</p> <p>3 熱貫流率が4.65W/m<sup>2</sup>・K以下になること。</p>
-----	--

## 補助金額

区分	補助金の額
住宅用太陽光発電システム	発電システムを構築する太陽電池モジュールの最大出力の合計（単位はキロワットとし、小数点以下2位未満は四捨五入する。）に4万円を乗じて得た額（上限20万円又は補助対象経費のいずれか低い額）
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	補助対象経費の10パーセント（上限1万円）
家庭用蓄電システム	補助対象経費の10パーセント（上限40万円） ※設置完了日が令和8（2026）年3月31日以前のものは上限15万円
電気自動車等充給電設備（V2H）	補助対象経費の10パーセント（上限5万円）

一体的導入による加算	<p>住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）および次のいずれかまたは2つ以上の設備を設置し、同時に補助金の交付申請をする場合は、15万円を加算する。</p> <p>※ZEHの申請をする場合は、加算制度の対象とはなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭用蓄電システム</li> <li>2 電気自動車等充電設備（V2H）</li> <li>3 断熱窓</li> </ol>
家庭用燃料電池システム	補助対象経費の10パーセント（上限15万円）
太陽熱利用システム （自然循環型）	補助対象経費の10パーセント（上限5万円）
太陽熱利用システム （強制循環型）	補助対象経費の10パーセント（上限10万円）

※1,000円未満の端数は切り捨て。

## 加算制度

住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用蓄電システムの組み合わせ、住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、電気自動車等充電設備の組み合わせ又は住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、断熱窓の組合せで設置し、窓口にて同時に申請書を提出した場合、定額で150,000円を加算します。

該当する場合、「補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）」の「一体的導入による加算」にチェックをいれ、補助金交付申請額に150,000円を記入してください。

※ZEHの申請をする場合は、加算制度の対象とはなりません。

## 手続方法

### 1 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

住宅用地球温暖化設備の設置を完了したときは、設備の設置完了日（保証書に記載された保証の開始日、断熱窓の改修工事完了日または補助対象経費の支払い完了日のいずれか遅い日）から180日以内に、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に添付書類（必要書類参照）を添えてみよし市役所3階にある生活環境課窓口へ提出してください。※郵送不可

### 2 補助金請求書の提出

市が補助金交付申請書兼実績報告書の内容を審査し、適正であると認められると生活環境課から補助金交付決定通知書（様式第4号）と補助金交付請求書（様式第6号）が送付されます。この通知を受け取りましたら、速やかに補助金交付請求書を提出してください。補助金交付請求書を提出していただかないと、補助金を振り込むことができません。

※補助金交付請求書は、生活環境課窓口を持参するほか、郵送やサンネット窓口に提出することもできます。

## 必要書類

区分	添付書類
共通	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書の写し。 ※分割払により購入した場合は、分割払に係る契約書の写し</li><li><input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書または売買契約書の写し ※工事請負契約書または売買契約書に補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳が明記されている見積書等の写しを工事請負契約書または売買契約書の写しと併せて提出すること。</li><li><input type="checkbox"/> 規格を確認できるカタログ等書類の写し</li></ul>

住宅用太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールの販売者または施工業者が作成した太陽電池モジュールの配置図および太陽電池モジュールの最大出力の合計を確認できる書面の写し <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム設置後の住宅の全景のカラー写真 <input type="checkbox"/> 設置した <u>全ての</u> 太陽電池モジュールのカラー写真 ※設置場所及び状態を確認できるもの
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	<input type="checkbox"/> 保証書の写し
家庭用蓄電システム	<input type="checkbox"/> 本体の全景のカラー写真
電気自動車等充給電設備（V2H）	<input type="checkbox"/> 本体に貼付されている型番および製造番号が記載された箇所のカラー写真
家庭用燃料電池システム	<input type="checkbox"/> 保証書の写し <input type="checkbox"/> 本体の全景のカラー写真 <input type="checkbox"/> 燃料電池ユニット本体に貼付されている型番および製造番号が記載された箇所のカラー写真 <input type="checkbox"/> 貯湯ユニット本体に貼付されている型番および製造番号が記載された箇所のカラー写真
太陽熱利用システム（自然循環型および強制循環型）	<input type="checkbox"/> 保証書の写し <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム設置後の住宅の全景のカラー写真 <input type="checkbox"/> 集熱部、貯湯部および蓄熱部のうち、設置されている設備のカラー写真 ※設置場所および設置状態を確認できるもの
断熱窓	<input type="checkbox"/> 断熱窓の改修工事の完了日を確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 断熱窓改修位置が明示された図面 <input type="checkbox"/> 断熱窓改修後の住宅の全景及び断熱窓改修箇所全てのカラー写真 <input type="checkbox"/> 改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類（施工部分の熱貫流率が記載されているもの）

## 注意事項

- ・ 補助金交付決定通知書は概ね 1 か月を目途に発送します。
- ・ 補助金の支払いは、補助金交付請求書を受理してから概ね 2 ～ 3 週間後になります。
- ・ 個人情報保護の観点から交付決定に関する問い合わせは、申請者本人が窓口にて身分証を提示して行う場合を除き、お答えできません。代行業者の方は、上記の期間を目安に申請者に直接ご確認ください。
- ・ 必要書類の不足をはじめ、提出書類に不備があった場合、受付はせず再提出となります。ホームページに別途掲載されている記載例をよく確認したうえで記入し、不足する書類がないか十分に確認してから提出してください。
- ・ 補助金交付決定通知書の再交付はできません。